

保育施設・事業利用のしおり

もくじ

1. 申請の対象となる保育施設等・・・・・・・・・・P 1
2. 申請から利用までの流れ・・・・・・・・・・P 1
3. 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・P 2
4. 利用調整について・・・・・・・・・・P 4
5. 申請の方法・・・・・・・・・・P 4
6. 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合・・P 7
7. 利用者負担額（保育料等）について・・・・・・・・P 7
8. 申請の前に必ずお読みください・・・・・・・・P 8

尼崎市 こども青少年局 こども入所支援課（市役所北館2階）
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
電話（06）6489-6369 FAX（06）6489-6467
メール ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市ホームページは2次元コードよりご確認ください。
ページ番号（内容）

1041808（4月入所）



1042814（例月入所）



1044167（よくある質問）



1. 申請の対象となる保育施設等

尼崎市内の保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業所等）の利用を申請することができます。

詳しい保育施設・事業所（以下「保育施設等」という。）の情報は、「尼崎市保育施設・事業一覧」をご覧ください。

なお、希望する保育施設等を選ぶにあたっては、事前に見学するなどし、通所（園）距離や保育方針・内容を確認のうえ、申請してください。その際、事前に保育施設等へ連絡のうえ、見学してください。

保育施設等の種類	入所年齢 ※1	概 要
保育所・保育園	0歳から 小学校就学前	保護者の就労等で保育を必要とするお子さんを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。
認定こども園 ※2 （保育部分のみ）	概ね0歳から 小学校就学前	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 就学前のお子さんに幼児教育・保育を提供します。
地域型保育事業 （小規模保育事業所）	0歳から 2歳まで	定員が19人以下の小規模な事業所で、きめ細やかな保育が可能です。

※1 入所できる月齢は保育施設等により異なりますので「尼崎市保育施設・事業一覧」で確認してください。

※2 3歳以上で認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、直接認定こども園に申請してください。

2. 申請から利用までの流れ

- ①「保育の必要性」の認定を申請
②保育施設等の利用希望を申請

①と②の手続きは同時に行うことができます。

※企業主導型保育事業の利用のため、教育・保育支給認定証が必要な方も申請が必要です。ただし、利用調整は行いません。

支給認定証の交付

保育の必要性が認められた場合は、市から支給認定証が交付されます。

※支給認定証の交付は施設の利用決定ではありません。

利用調整

申請者の希望をもとに保育施設等の状況を踏まえて、市が入所に向けた利用調整を行います。

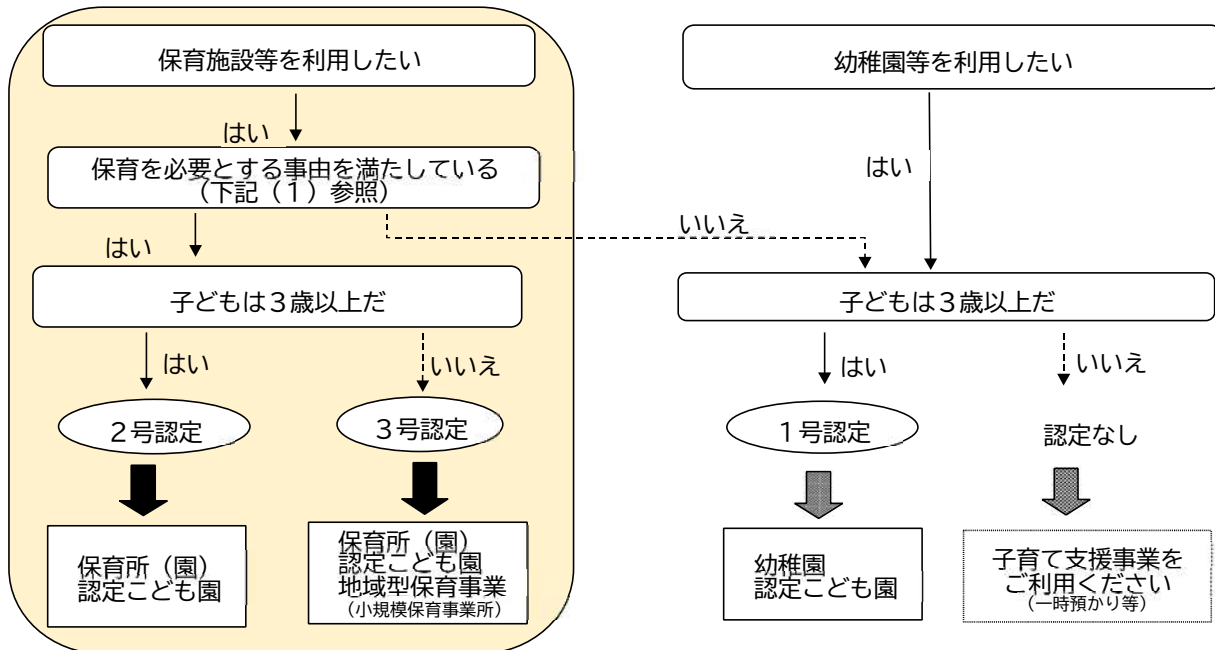
施設及び事業を利用開始

利用する施設が内定した人は各施設で手続きを行い、施設や事業の利用を開始します。

3. 保育の必要性の認定

希望する保育施設等を利用するためには、2号又は3号の認定を受ける必要があります。認定を受けるためには、「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。なお、認定後も引き続き保育の必要性があるかを確認するため、毎年、現況の確認を行います。

★認定の区分と利用できる施設は？



※ 認可保育所等の利用申請をし、2号又は3号の認定を受けて、入所できていない場合は、新2号・新3号の申請認定を行わずにみなし認定として、新2号・新3号の認定を受けたものとみなすことがあります。(ただし、新3号認定は市民税非課税世帯に限る)

※ 新2号、新3号につきましては、ホームページの「施設等利用給付認定のしおり(新2号・新3号用)」をご覧ください。

(1) 「保育の必要性」の事由

保護者(事実婚等含む。以下同じ。)のいずれかが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

	事由	保護者の状況
①	就労	月64時間以上(ただし、1日4時間以上かつ月16日以上)の労働に常態的に従事していること
②	妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合(多胎の場合は前14週間)又は出産後8週間以内の場合
③	疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合
④	介護等	同居の親族等(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していることにより家庭で保育が困難な場合
⑤	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育が困難な場合
⑥	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること
⑦	就学	大学等に在学、又は職業訓練を受けている場合
⑧	育児休業中の継続入所	産前休暇を取得する以前に就労により既に保育を利用していて、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること
⑨	その他	上記に類する状態として市長が認める場合

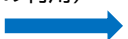
【注意事項】

- ① 夜間や日曜・祝日(保育施設等の開所時間外)の就労も算定に含みます。
- ⑥ 入所後90日以内に就労し、「就労証明書」の提出が必要です。
- ⑦ 趣味の講座、カルチャースクール等は「就学」の対象外です。

(2) 「保育の必要量（保育を必要とする時間）」の区分

保護者の状況に応じて、「保育の必要量（保育を必要とする時間）」を認定します。保育の必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由や通勤時間（保育施設等への送迎時間を含む）なども含めた就労時間等により判断します。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。

- 保育標準時間  月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、求職活動
（最大11時間までの利用）
- 保育短時間  月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の継続入所
（最大8時間までの利用）
保育標準時間の認定を受けた方が、保育短時間を希望する場合は、別途認定の変更申請が必要です。

※疾病・障害、介護等及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

「保育短時間」にはコアタイムがあります

コアタイムとは、「保育短時間」の認定を受けた方の基本となる保育時間等のことをいい、**午前8時30分から午後4時30分まで**となっています（コアタイムは、保育施設等で異なるため、「尼崎市保育施設・事業一覧」をご確認ください）。

なお、月64時間以上120時間未満の就労等、本来であれば「保育短時間」認定となる場合でも、コアタイムを恒常的に超えて利用する必要のある方については、「保育標準時間」を認定します。

【注意事項】

「保育短時間」の認定を受けた方がコアタイムを超えて利用した場合、開所時間内であっても**延長保育料が発生します**。

保育施設等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、**認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません**。（私的な用事や買い物などの時間は含みません）

実際の保育時間については、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育施設等とご相談ください。

(3) 認定の有効期間

認定の有効期間は、事由により異なります。有効期間の満了により、保育施設等の利用ができなくなります。

事由（2ページ参照）	保育認定の有効期間（保育施設等を利用することができる期間）
① ③ ④ ⑤	お子さんの小学校就学まで（③④⑤は提出資料によっては有効期間あり）
②	分娩予定日から起算して8週間前が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで
⑧	育児休業の対象となるお子さんが満1歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで

【注意事項】

- ・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。ただし、保育を必要とする事由が継続していれば市が職権により2号認定に切り替えます（保育料は変わりません）。

4. 利用調整（保育施設等の利用決定）について

認定を受けた世帯を対象に、保育施設等の利用調整を行います。

保護者の希望、保育施設等の利用状況等に基づき調整しますが、申請が多数の場合は、保育の必要性が高いと認められる順に、利用可能な保育施設等を案内いたします（先着順・抽選制ではありません）。

保育の必要性の高さは、保育を必要とする事由や世帯の状況、児童の保育状況等を指数化した「尼崎市保育施設等利用調整基準表」を用いて客観的に判断します。令和9年度用の利用調整基準表は本市のホームページをご覧ください。

★利用調整結果のお知らせについて（5月から1月の利用申請の場合）

○利用内定した方



利用開始月の前月16日以降に、内定した保育施設等から面接の電話連絡があります。

○利用内定しなかった方



利用希望月の前月下旬に市から文書にて通知します。

【注意事項】

- ・利用調整結果は、利用希望月の前月16日（土・日・祝日の場合は直後の開庁日）以降、事前に登録した方はスマートフォン等で確認できます（別紙参照。電話等でのお問い合わせには応じられません）。
- ・希望月に入所できなかった場合は、翌月以降も欠員が生じた場合等に利用調整の対象となります。
- ・利用内定しなかった方への通知「利用調整結果通知書（利用保留）」の発行は、原則初回のみです。
- ・申請書の有効期限は、令和10年3月31日までです（ただし「妊娠・出産」の理由で申請した方は定められた期間の終了をもって申請は取下げとなります）。
- ・翌年度も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要になります。

※ 4月の一斉申請の方につきましては、利用調整結果のお知らせ時期が異なります。

（別途、市報・ホームページ等でお知らせします。）

また、2・3月の利用調整結果は1月のお知らせと同日となります。

5. 申請の方法

保育施設等の利用の開始日（入所日）は毎月1日です。申請は随時、受け付けています。

申請は、「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」に、各世帯の必要な書類を添付して、締切日までに提出してください。なお、4月利用につきましては別途一斉受付を行います。

(1) 申請書類の配布

こども入所支援課、南北保健福祉センター内福祉相談支援課、開明庁舎・生涯学習プラザ（大庄北・立花南・武庫西・園田東）・アミング潮江プラストいきいき3階の各保健福祉申請受付窓口、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所にて配布します。また、尼崎市ホームページでもダウンロードできます。

※ 保育施設等の利用に関するご相談はこども入所支援課（市役所北館2階）で行います（その他窓口等での相談受付は行っておりません）。

(2) 申請方法

郵送による申請となります。

以下の宛先に簡易書留、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便にてご提出ください。なお、提出書類を郵送する際、クリアファイルに入れる必要はありません。郵送料は申請者負担です。各窓口での受け付けは行いません。事故等による郵便の不着や到達に関するお問い合わせには応じられませんので、ご自身で追跡記録をご確認ください。

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部こども入所支援課

(3) 締切日

利用を希望する月の前月5日（必着。5日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日必着）です。

ア 2、3月の利用申請の締切日は、1月と同日です。

イ 4月の一斉申請については、締切日が例月と異なります（受付時期などの詳細は、市報・ホームページ等でお知らせします）。

(4) 申請内容の変更手続

ア 5日午後5時00分まで（5日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日午後5時00分まで）にスマートフォン等にて手続してください（別紙登録手順参照。保育施設等の受入状況は、4月を除き、利用を希望する月の前々月25日にホームページでお知らせしています[[尼崎市ホームページ（ページ番号）1040683](#)]）。各窓口や電話等での受付はいたしません。

イ 「保育を必要とする事由を証明する書類」及び「世帯の状況を証明する書類」（5・6ページ参照）のうち、利用調整指数に影響する書類を締切日までに提出すると、締切日の翌月の利用調整の指数に反映します。

(5) 申請に必要な書類

次の書類を揃えて、締切日までに提出してください。また、世帯の状況により追加で書類の提出をお願いすることがあります。

- ①「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」 ※申請する児童ごとに1部必要
 ②保育を必要とする事由を証明する書類（P5 別表1参照） ※保護者それぞれの分が必要
 ③世帯の状況を証明する書類（P6 別表2参照） ※該当する世帯のみ必要
 ④利用者負担額を決定するために必要な書類（P6 別表3参照）
 ⑤保育施設等利用申請に係るチェックシート

※ 利用調整指数に影響しますので、必ずご提出ください。

※ 下線書類は本市の様式を使用してください（ホームページからダウンロードできます）。

別表1

事由	必要書類（●印の証明書は写しでも可）	説明
① 就労	<雇用されている方> ○就労証明書 <自営業の方> ○就労証明書 ○開業届（控）や確定申告書の写し等、業務に従事していることがわかる書類	・育児休業中等の方も必要です。 ・変則（シフト）勤務で2か所以上就労している方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。 ・自営業の方はご自身で記入し、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・事業所名・所在地がわかる書類（名刺の場合は写しは不可）を提出してください。 ・内職の方は、元請業者の証明を受けてください。 ・変則（シフト）勤務で2か所以上就労している方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。
② 妊娠・出産 ※ 出産の予定のある方は、必ず提出してください。	○母子手帳の写し等 <切迫流産等の場合> ●診断書 ○母子手帳の写し等	・母子手帳の写しは表紙と分娩予定日が記載されたページが必要です。
③ 疾病・障害	●診断書又は障害者手帳等の写し※	・保護者名義のもの ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。
④ 介護等	●診断書又は障害者手帳等の写し※ ○介護等申立書 <きょうだいの施設通所付添等の場合> ●施設の通園証明書 ○障害者手帳の写し※（手帳を取得している場合） ○介護等申立書	・介護対象者名義のもの ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。 ・施設で証明を受けてください。 ・施設で証明を受ける際には、週4日以上の子通園が必要です。週3日以下の場合は、別途保護者による介護等が必要であることを示す診断書が必要です。 ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。
⑤ 災害復旧	●り災証明書	・り災物件所在地の自治体で証明を受けてください。
⑥ 求職活動等	○求職活動報告書兼申立書 ○就労証明書	・新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼、派遣会社等への登録、就労相談のみでは、求職活動に含まれません。 ・これから求職活動をされる場合は、「求職活動報告書兼申立書」の提出は不要ですが、求職活動を開始した場合に提出していただくと、利用調整指数に反映します。
⑦ 就学	●在学証明書又は職業訓練受講証明書（就学予定の場合は合格通知書の写しなど） ○履修内容のわかるものの写し	・大学・専門学校・職業訓練校等に通学の場合、在学証明書を提出してください。 ・履修内容のわかるもの：時間割、カリキュラム等

※ 障害者手帳等の写し・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書・年金額改定通知書（年金の種類：障害基礎年金）、特別児童扶養手当証書

③【世帯の状況を証明する書類】

※ ①③④⑤⑥は利用調整の指数にも影響しますので、該当する場合は提出してください。

※ 下線書類は本市の様式を使用してください（ホームページからダウンロードできます）。

別表2

事由	必要書類	説明
①ひとり親等	<下記の書類のいずれか> ○母子家庭等医療費受給者証の写し ○児童扶養手当証書の写し ○児童扶養手当受給証明書の写し ○戸籍謄本又は受理証明書の写し及び資格確認書等の写し	・生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書の提出をもって、左記の必要書類に代えることができます。 ・母子家庭等医療費受給者証の写し（有効期限内のもの）は保護者と子の分が必要です。 ・資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルの医療保険の資格情報の写しは保護者と子の分が必要です。 ・別居かつ住民票も別であること。
（離婚調停中の場合）	○裁判所からの呼出状や離婚調停申立書の写し	・別居かつ住民票も別であること。
②祖父母等と同居の場合	○保護者と子の資格確認書等の写し	・有効期限内のもので、保護者と子の両方が必要です。マイナ保険証の場合は、資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しが必要です。
③子又は同世帯員が障害等の手帳を有する場合	○障害者手帳等の写し※（※ 5 ページ脚注参照）	・利用者負担額の算定に影響する場合があります。
④生活保護受給世帯	○生活保護受給証明書	・南北保健福祉センター保健福祉管理課保護第1・第2担当にて証明を受けてください。利用者負担額の算定にも使用します。 ・ひとり親等の必要書類に代えることができます。
⑤同居の祖父母が就労している場合	<雇用されている方> ○<u>就労証明書</u> <自営業の方> ○<u>就労証明書</u> ○開業届（控）や確定申告書の写し等 業務に従事していることが分かる書類	・同居の祖父母の就労証明書の提出が無い場合は、利用調整指数に影響します。 ・自営業の方はご自身で記入し、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・事業所名・所在地がわかる書類（名刺等）を提出してください。 ・内職の方は元請業者の証明を受けてください。
⑥認可外保育施設や一時預かり保育等を利用している場合	○認可外保育施設等利用の直近1か月の領収証の写し	・保育の必要性の事由（就労（内定・育休中は除く）、妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、求職活動、就学）により認可外保育施設や一時預かり保育等を利用している場合に限り、利用調整の指数に反映されます。 ・保育の必要性の事由を証明する書類（別表1参照）及び認可外保育施設等の領収証の写しを提出してください。 ・申請後に育児休業等から復職した方は、認可外保育施設等利用の領収証の写しと併せて<u>復職証明書</u>を提出してください。

④【利用者負担額を決定するために必要な書類】 ※利用者負担額は毎年4月と9月に決定します。

○令和9年4月～8月の間で利用開始を申請する場合

別表3

対象	必要書類
①令和8年1月1日現在、 尼崎市に住民登録がある方	<u>税書類の提出の必要はありません。</u> なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和8年度市民税額が確認できない場合は市民税の申告を行ってください。<u>未申告の場合</u>、利用者負担額を決定するための税情報がないので、「最高階層（D10）」で決定を行います。
②令和8年1月2日以降、 尼崎市に転入した方	令和8年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する次の（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。 （ア） 市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和8年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し （イ） 市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和8年度市県民税納税通知書」一式の写し （ウ） 上記（ア）又は（イ）が用意できない方 「令和8年度市県民税課税額証明書」（写し可）
③海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）の日本国外での総収入がわかる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。 ※必ず日本語訳を添付してください。 国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

○令和9年9月～令和10年3月の間の利用開始を申請する場合は、上記説明の「令和8年」を「令和9年」に、③については「令和7年」を「令和8年」に読み替えてください。

6. 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合

支給認定証の交付後に、保育の必要性の事由や保育必要量に変更があった場合、又は申請内容（保護者の氏名、住所、お子さんの氏名、出産予定の有無など）に変更があった場合は、「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」に、お手持ちの支給認定証を添えて申請してください。

なお、保育の必要性の事由や保育必要量に変更があった場合は、その内容を証明する書類の添付が必要です。

★ 締切日 毎月10日までに変更申請を提出した場合は、翌月から変更となります。

締切日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。

7. 利用者負担額（保育料）について

尼崎市ホームページ（ページ番号）1013874

● 幼児教育・保育の無償化に伴い、次の児童の保育料は無償です。

・ 3～5歳児クラスの児童

・ 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童

※ ただし、給食費（主食費・副食費）の負担はあります（年収360万円未満相当世帯は副食費等が免除となります）。具体的な料金は、各保育施設等に直接お問い合わせください。加えて、保育材料費や遠足代等の実費がかかる保育施設等があります。

(1) 利用者負担額の決定について

ア 利用者負担額の決定は年2回です。

・ 令和9年4月～8月分の利用者負担額

→ 令和8年度市民税所得割課税額に基づき決定

・ 令和9年9月～令和10年3月分の利用者負担額

→ 令和9年度市民税所得割課税額に基づき決定

イ 利用者負担額は、市民税所得割課税額（保護者の所得割額の合算）を基に決定します。

ウ 利用者負担額は税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額で算定します。

エ 保護者の年収が合計103万円未満の世帯で祖父母や曾祖父母等（以下「祖父母等」という。）と同居している場合は、原則として、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の保護者と家計の主宰者の市民税所得割課税額を合計して利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても、同居していれば次の表を適用します。

【祖父母等と同居の場合】

保護者の年収が合計103万円以上	保護者のみの市民税所得割課税額で利用者負担額を決定
保護者の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の市民税所得割課税額＋ 保護者の市民税所得割課税額で利用者負担額を決定

オ 保育施設等利用年の保護者の収入において103万円以上の収入が見込まれる場合には、保護者のみの市民税見込額で利用者負担額を決定しますので、該当する方は当課へご連絡ください。

なお、保護者の年収には、給与・営業収入他、児童手当、児童扶養手当等も算定対象とします。

カ 「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。

キ 年度の途中で満3歳を迎えたお子さんが3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料は3歳未満の保育料のままです。

ク 確定申告や市民税申告は、期限内に必ず申告してください。

未申告の場合、利用者負担額を決定するための税情報がありませんので、「D10（最高）階層」で決定することになります。ただし、年度途中で申告等をされますと、利用者負担額を改めて算定しますので、速やかに当課へご連絡ください。

ケ 市民税所得割課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。

結婚・離婚などの世帯員の増減や生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときや市民税額に変更があったときは、利用者負担額が変更となる場合がありますので、当課へご連絡ください。

コ 世帯の生計を主として維持する保護者の収入が、失業等の理由により、保育料算定年度と比較して著しく（30パーセント以上）減少している場合は、保育料の軽減制度の対象となる場合がありますので、速やかに当課へご連絡ください。

(2) 0～2歳児クラスの児童を対象とした保育料軽減について

○年収360万円未満相当の世帯の場合

年収約360万円未満相当の世帯で生計を一にするお子さんがいる場合、子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。また、年収約360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がいる世帯等）の場合は、第1子の保育料が5,300円、第2子以降の保育料が無料となります。

生活保護世帯や市民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

○年収360万円以上相当の世帯の場合

同一世帯に保育所、幼稚園（※1）、認定こども園（※1）、地域型保育事業（小規模保育事業）等（※2）、認可外保育施設（※3）を利用しているお子さんが2人以上いる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は半額に、3人目以降の保育料は無料となります。

※1 未就園児向けのクラス（プレ幼稚園・プレ保育・プレスクール等）は対象外。

※2 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（旧知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス）、企業主導型保育事業

※3 市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設。認可保育施設等の利用申請の結果、利用保留となり（育児休業の延長を許容できるため、利用調整において減点している場合を除く）、やむを得ず利用している場合に限る。

8. 申請の前に必ずお読みください

(1) 保育の必要性を証明する書類の不備又は不足について

保育の必要性を証明する書類（5ページ参照）に不備又は不足がある場合は、保育の必要性の事由を「求職活動」として認定し、利用調整します。

※不備がある場合は後日連絡します。ただし、申請日によっては締切日以降の連絡になる場合があります。

(2) 育児休業中の方

育児休業から復職予定で入所した場合は、原則として、**利用開始月の翌月10日までに復職し**、復職後速やかに「復職証明書」を提出してください。復職しなかった場合（育児休業を延長した場合など）は、保育施設等の利用ができなくなります。

(3) 妊娠・出産の事由で入所、及び利用を開始した方

出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となります。

また、利用開始月に保育の必要性の認定事由が妊娠・出産である方の場合も同様です。期間を過ぎた後、保育施設等の利用を希望する場合は、改めて利用申請書を提出してください。利用調整を行います。

(4) ならし保育について

入所当初は保育施設等での生活に慣れるため、ならし保育があります。

- ・入所日より前にならし保育をすることはできません。
- ・利用者負担額は通常どおりで、減免はありません。

(5) 就労内定で申請した方

就労開始後、速やかに「就労証明書」を提出してください。雇用開始年月日が利用希望開始月中でない場合は就労内定として取り扱うことはできません。

(6) 求職活動中の方

「保育の必要性」の認定を「求職活動」（就労時間・日数拡大予定を含む）の事由で受けた方は入所後、90日以内に就労（就労時間・日数拡大）及び「就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、認定有効期間の満了により、保育施設等の利用ができなくなります。

(7) 就労・就学・求職活動の事由で「保育の必要性」の認定を受けたが、就労（復職）・就学をせず、又は就労・復職証明書等を提出しないまま産前期間に入る場合は、認定事由を「妊娠・出産」に変更します。認定有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

育児休業中に次のお子さんを妊娠した場合、上のお子さんについて継続して利用するには、次のお子さんの出産予定日の前月までに復職する必要があります。

(8) 利用の確定時期について

保育施設等の利用は、内定した保育施設等での面接後に確定します。

(9) 市外からの転入・市外への転出について

市外から尼崎市へ転入する場合や、尼崎市から市外へ転出する場合は、保育施設等の利用に関する手続きが必要です。転入・転出を予定している方は、事前に尼崎市ホームページをご確認ください。

(10) 内定辞退について

保育施設等に入所が内定した場合は、原則として辞退することはできません。

ア 内定後の辞退は、他の方の利用調整に遅らせることに繋がるだけでなく、入園の機会を奪うことにもなりかねません。

イ 内定を辞退した場合、翌月以降の利用調整指数（点数）が減点されます。なお、減点は年度を越えても継続されます。

ウ 内定を辞退した施設は、翌月から選考対象外になります。

エ 内定を辞退した場合の「利用調整結果通知書（利用保留）」の発行はありません。

ただし、やむを得ない事情により通知書を発行する場合、通知書に「希望した保育施設等に内定した上で、辞退があった」旨や内定辞退の有無が付記されます。

(11) 公立保育所の民間移管計画について

本市では、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善等を適切に進め、より効率的な保育所運営を図るため、「公立保育所の今後の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）等に基づき、公立保育所の民間移管を進めてきましたが、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢等を踏まえ、令和8年5月に「基本的方向」の見直しを行いました。

その結果、下表に記載の公立保育所3所（西長洲・今北・水堂）については民間移管の対象とし、今後、移管年度や移管方法等について調整を行い、順次取りまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」の策定に係るパブリックコメント等を実施していくこととしております。該当する公立保育所への入所や転所をお考えの方は、このことをご承知おきのうえ、申請をしてください。

民間移管予定保育所（令和9年度以降予定）
西長洲、今北、水堂

（公立保育所民間移管計画に関するお問い合わせ先：保育管理課 TEL6489-6439）



民間移管計画
について

(12) その他

ア **提出された申請書類等の返却や写しの交付はできません。写し（コピー）**が必要な場合は、あらかじめご自身で写し（コピー）をお取りください（**育児休業給付の延長申請には、申請書の写し（コピー）が必要です。**）。

イ 「支給認定証」は大切に保管してください。次に該当する場合は、同証の返却が必要です。

・ 教育・保育給付認定内容の変更、保育施設等の退所及び市外への転出、申請の取下げ

ウ お子さんが保育を必要とする状況で、**医療的ケアが必要な場合、必ず事前にこども入所支援課にご連絡ください。**こども入所支援課窓口にて、ご説明後、必要書類をお渡します。 [\[尼崎市ホームページ（ページ番号）1032183\]](#)

企業主導型保育事業（地域枠）を利用予定の方へ

保育施設等の入所を待機中に、企業主導型保育事業（地域枠）の利用を始めた方は、こども入所支援課までご連絡ください。ご連絡がない場合は、「保育の必要性の認定」が取消となる場合があるため、ご注意ください。

企業主導型保育事業（地域枠）の利用希望のため、認定を申請する場合、認定日は申請日以降の日付となります。さかのぼっての認定はできませんので、ご注意ください。

げんご さばーと ひつよう かた つぎ まどぐち そうだん

言語のサポートが必要な方は次の窓口で相談できます。

あまがさしがいにこくじんそうごうそうだん

尼崎市外国人総合相談センター

Consultation Center for Foreign Residents

外国人総合咨询中心

Trung tâm tư vấn dành cho người nước ngoài

विदेशी बासिन्दाहरूको लागि परामर्श केन्द्र

☎ 06-6489-6449

✉ ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

🕒 10:00~12:00、13:00~16:00

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
タイ語、フィリピン語（タガログ語）、ネパール語、ベトナム語、
フランス語、ロシア語、インドネシア語、ミャンマー語、
クメール語、ウクライナ語、トルコ語、マレー語、
ヒンディー語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語、
アラビア語、ベンガル語、モンゴル語、ウルドゥー語、
カンボジア語

